《修士論文要旨》

八七〇年代・新潟の売買春統制と近代公娼制

明

畑

和

樹

あげ、 の売買春取締関連法令である「娼妓取締規則」発布の明治三十三年ま の国が各府県に売買春の取り締まりを委任した明治六年から全国統 でを府県委任体制期と呼ぶ) 芳しくない状態にある。そのため本論文では開港地である新潟を取り 大都市を対象とした研究が盛んであるもののその他の地方都市は未だ 定の蓄積があるが、各地方都市を主体とした研究は東京や大阪などの をしたものである。 本論文は明治初年における新潟町の売買春統制政策についての考察 国が売春の取締に関与せず、各府県に委任した(本論文ではこ 現在の研究実態は国内公娼制度の研究について一 一八七〇年代を中心に新潟の売春政策の

特質などの考察をおこなう

される統制関連法令などへの影響を考察する。 近世から続く年季奉公契約などの人身売買的性質を否定した明治五年 売買春形態や制度への影響や変化を分析し、 太政官布告第二九五号 また本論文の課題として以下の二つを用意した。 (以降「芸娼妓解放令」とする) それを基に新たに再編 第 一の課題として が近世まで

> けでなく、 第二の課題として、 政策面まで分析をおこない、 「芸娼妓解放令」 府県委任体制期における近代 の影響を売春統制関連法令だ

生じ、それが政策にどのように影響を与えたか、 府県委任体制期における近代新潟の売春政策及び統制の特質を明らか 検討を重ねることで 新潟の遊所統制、

売春政策が近世から近代にかけてどのような変化が

とする。次に各章の簡単な説明をおこなう。

すすめた。これは近代の売春統制政策の特色や目的を明らかにする上 し、その結果、 第 近世期の新潟町における売買春や天領下における売春政策を分析 一章は主に近世期における新潟町の売買春の統制について分析を 近世新潟町は売買春業者と一般商家、 民家との市内雑

た。 商家の市内雑居の中での区別化をはかろうとした政策が明らかとなっ 居が明らかとなり、 行政側は隔離政策を望みながらも売春業者と一般

統制と公布直後の売春統制について論じた。解放令以前では同じ揚屋 第 一章では 「芸娼妓解放令」 を軸として公布以前 の明 治初年

ることが今後の課題であると思われる。

めたことを確認した。 を「朱引」の内外で取締の対象を定め、近世期よりも更に市内雑居の を「朱引」の内外で取締の対象を定め、近世期よりも更に市内雑居の

第三章では、売春統制関連法令や政策について論じ、遊女の解放にあることが明らかとなった。、売春が調政策である事が明らかとなり、新潟では売春を統制する法令一八七〇年代の売春政策については、遊女の改業を意識した積極的な一八七〇年代の売春政策については、遊女の改業を意識した積極的なを制定する一方で遊女渡世を抑制し、売春の漸減を目的とした政策であることが明らかとなった。

の抑制、 され、 与えたのか、 の影響や売春政策の実態が営業の主体である遊女にどれほどの影響を 実態について掘り下げることは出来なかった。 成果が得られたと感じられる一方、 娼妓解放令」を軸とした論究をすすめてきた。その結果、 る売春関連政策は近世から近代にかけて売春と一般商家との市内雑居 形態の解消を目論む一方、 以上、本論文では新潟における売買春関連政策について、 開化政策にも繋がり、 漸減政策へと導いた。こうした政策面で考察をすすめ、 政策面だけでなく、 市内雑居の解消だけではなく、 「芸娼妓解放令」による遊女一 売買春の実態レベルまで分析を進め 本論文では営業主体の遊女個人の その為、 「芸娼妓解放令」 新潟におけ 同が 特に 売春全体 ある 解放